公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成３０年（へ）第１号

福井市問屋町２丁目15番地
申立人　カネタ株式会社
代表者代表取締役　内田　憲一
権利を争う旨の申述の終期　平成30年10月12日
平成30年６月12日　大野簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＣ112613
金額　970,000円
支払期日　平成30年６月30日
支払地　福井県勝山市
支払場所　越前信用金庫たていし支店
振出日　平成29年12月29日
振出地　福井県勝山市
振出人　サカエ工業株式会社　代表取締役　山内　澄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第２号

東京都調布市多摩川５丁目20番地３
申立人　株式会社ケイオー
代表者代表取締役　新田　純一
申立人代理人弁護士　小林　政明
同　荘加　大策
権利を争う旨の申述の終期　平成30年９月20日
平成30年６月12日　富士簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＣ09063
金額　2,614,409円
支払期日　平成30年７月31日
支払地　静岡県富士市
支払場所　スルガ銀行株式会社富士支店
振出日　平成30年３月31日
振出地　静岡県富士市
振出人　株式会社大村総業　代表取締役　等々力けい子
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成３０年（家）第１８７９号

福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目15番地12
申立人　梶原せすか
本籍東京都港区南麻布４丁目11番、最後の住所東京都港区南麻布４丁目11番17―444号
不在者　吉田あたえ
昭和26年１月17日生
届出期間満了日　平成30年10月９日
東京家庭裁判所

失踪宣告

平成２９年（家）第６２号

本籍宮城県角田市高倉字本町３番地、最後の住所不詳
不在者　太田　克己
昭和18年８月29日生
平成30年５月26日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所大河原支部裁判所書記官

平成２９年（家）第６７７１号

本籍東京都新宿区市谷左内町21番地、最後の住所不明
不在者　菅井二十子
大正13年１月５日生
平成30年６月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２８１８号

本籍新潟県柏崎市西山町石地613番地、最後の住所横浜市鶴見区菅沢町21番15号
不在者　平岡　一夫
昭和８年１月２日生
平成30年６月12日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第５２６号

本籍奈良県生駒市北新町667番地、最後の住所奈良県生駒市北新町７番33号
不在者　森　克子
昭和14年８月11日生
平成30年６月13日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１８６号

本籍徳島県三好市山城町尾又528番地、最後の住所徳島県三好市山城町尾又528番地
不在者　西田　稔
大正12年６月25日生
平成30年６月12日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所池田出張所裁判所書記官

平成２９年（家）第３５号

本籍熊本県山鹿市山鹿305番地、最後の住所熊本県山鹿市大字山鹿1410番地
不在者　舟島　良介
昭和８年７月24日生
平成30年６月12日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所山鹿支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成３０年（へ）第４号

名古屋市中区上前津１丁目４番５号
申立人　林物産株式会社
代表者代表取締役　林　貴夫
申立人代理人弁護士　藤井　成俊
同　堤　由江
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月８日
平成30年６月11日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＢ108158
金額　2,509,920円
支払期日　平成30年２月28日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社百十四銀行名古屋支店
振出日　平成29年12月31日
振出地　名古屋市
振出人　東郷産業株式会社　取締役社長　相羽哲弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２４３号

鹿児島県いちき串木野市平江20312番地15
債務者　有限会社串木野西部販売所
代表者代表取締役　黒木　慶太
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上川　清
４　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１３号

長野県中野市大字吉田1280番地13
債務者　有限会社山岸石油店
代表者代表取締役　山岸　俊雄
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
４　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０２号

北海道苫小牧市ときわ町１丁目17番７号
債務者　株式会社Ａ・Ｒ・Ｓ
代表者代表取締役　藤井　裕行
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
４　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時30分
札幌地方裁判所苫小牧支部